

東日本大震災農業生産対策交付金（25年度版）

番号	区分	質問事項	回答欄
1	共同要件	農業生産の復旧等を目的としているのであれば、被災農業者個人の農業機械等を支援できないのか。受益農家数要件を課す理由いかな。	<p>国庫予算に制約がある中で、特定の個人の資産形成に資するような取組は好ましくないため、これまで農業機械のような個人経営に馴染むメニューは徐々に補助対象メニューから除外してきたところです。</p> <p>しかしながら、今般の東日本大震災では、津波等によって農業機械や農地、家屋等が喪失・損壊した農業者が多数発生しており、資金繰り等に苦心されている被災農業者の実情等を踏まえ、被災農業者の1日も早い営農の再開を支援するため、東日本交付金では、リース方式等による農業機械の取得を措置したところです。ただし、この場合であっても、極力、多くの被災農業者が補助事業の効用を裨益できるようにすることが重要であるとの観点から、受益農家数に要件*を課し、一定のまとまりのある農業者の農業機械の導入による地域農業の再興を支援することとしています。</p> <p>*原則5戸以上（知事特認3戸）</p>
2	共同要件	被災者がこれまで営農していた土地を離れ、他の地域で営農を再開する場合の共同利用要件は受益農家5戸のうち被災農家が1戸でもあればよいのか。	<p>農業機械や生産資材の導入等を行う場合にあつては、他の地域で営農を再開する場合であっても、原則として、受益農家5戸以上である必要があります。また、受益者又は事業参加者の過半が被災農家である必要があります。</p>
3	共同要件	1戸1法人は、事業実施主体になれるか。	<p>農業生産法人が事業実施主体となることは可能ですが、採択要件の5戸以上（知事特認3戸以上）の受益農家数が確保できないため、1戸1法人が単独では支援できません。</p>
4	共同要件	自己資金で導入した施設が被災した。また、これまで共同利用も行っていなかったが助成対象となるか。	<p>東日本交付金では、被災前に使用していた農業機械又は施設が個人利用であるか否かについては特段の要件は設けていませんので、新たに導入する施設が事業実施要綱・要領に定める共同利用要件等を満たせば助成対象となります。</p>
5	成果目標	成果目標の基準が「営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とされているが、目標年度までに確実に達成できる見通しがなければ復旧対策を行えないのか。津波被災地では、農地の全面復旧が遅れるため、目標年度までに営農活動が被災前に比べて同程度以上に復旧する見通しが立たず、事業を利用できない。	<p>東日本交付金では、被災農業者の1日も早い営農活動の再開を支援する観点から、成果目標の目標年次を、推進事業（ソフト）にあつては原則として事業実施翌年度、整備事業（ハード）にあつては事業実施年度の翌々年度等とし、営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧するように取り組んでいただくこととしています。</p> <p>ご指摘のような農地の復旧対策が遅れている地域にあつては、営農が可能な農地での営農再開をもって「営農活動等が概ね同程度以上に復旧した」とみなす運用をして差し支えありません。</p>
6	成果目標	事業実施要領第1の1の（1）のイの成果目標について、「生産や販売を回復するために必要な・・・技術並びに当該技術体系を確立すること」とは、何か定量的な基準があるのか。	<p>事業メニュー毎の「取組の概要」に即して取組を行い、事業実施翌年度（26年度）までに、生産、流通又は保管に関する技術又は当該技術体系として地域農業者等に提示できるようにしていただければ、技術又は技術体系が確立されたとします。</p>
7	被災農家の範囲	共同利用要件の受益農家又は事業参加者は、被災した農業者に限定されるのか。	<p>東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「（被災地・被災農業者の）営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」等としていることから、受益農業者又は事業参加者は被災農業者であることが原則となります。</p> <p>ただし、被災農業者の営農活動の再開や被害の復旧等を図るため、被災被害がない農業者と被災農業者とが共同して農業機械を効率的に利用する必要があるなどの場合には、事業の受益農業者又は事業参加者の過半が被災農業者が占めていれば、その他の農業者を受益農業者又は事業参加者としても差し支えありません。</p>
8	被災農家の範囲	被災農業者はどのように特定すれば良いのか。	<p>東日本交付金の対象となる被災農業者は、東日本大震災による施設、機械、生産資材、農地等の被害により営農に支障が生じている者（共同利用施設が被災した場合の当該受益者も含む。）とし、都道府県が判断していただくこととしています。</p> <p>また、被災による営農活動の支障の有無は、事業実施主体から事業計画書の提出等を受け、補助事業者である都道府県が判断することとなります。</p>
9	被災農家の範囲	原発警戒地域から避難している農業者は被災農業者として良いのか。	<p>東日本大震災を起因として発生した福島第1原子力施設災害の影響により、警戒区域から避難されている農業者は、放射性物質によって農地等が汚染し、営農活動に支障が生じている状況にあるので当然被災農業者となります。</p>
10	被災農家の範囲	被災農業者であれば、被災内容に関わらず、リース方式による農業機械の導入や生産資材の共同購入に取り組んでも補助対象になるのか。	<p>東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することことを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が原則交付金の対象となります。</p> <p>したがって、例えば農業機械が被災して営農活動に支障が生じる場合には、農業機械の導入（原則リース方式）が対象メニューとなります。あるいは、津波によって生産資材が流出した場合には、当該、生産資材が対象となります。</p> <p>ただし、津波の被災地や福島第1原発事故の警戒区域や計画的避難区域等では、農業生産基盤である農地に甚大な被害が生じ、この復旧（除塩、除染）に相当の時間を要することが見込まれるため、当該農地が復旧するまで営農活動の復旧に取り組めないこととなっております。このため、こうした被災農業者については、代替地において営農活動を再開するなどの場合には、被災内容に関わらず必要な農業機械や生産資材等を支援とすることができるとします。</p>

11	被災農家の範囲	原発事故により避難指示が発出された地域で、避難中の降雪等によりハウスが変形・倒壊した場合など、避難中であつたために避難中に発生した不測の事態に対応できず、農業用施設等に復旧の必要が生じた場合は、本事業の対象になると考えてよいか。	本事業は、東日本大震災からの農業生産の復旧等に向けた取組を支援するものです。このため、原発事故による避難を行っている中、不測の事態に対応できず、実質的に東日本大震災に起因する被災であると客観的に判断できる場合であれば本事業の対象となります。
12	見積もり	機械・施設の購入及び大規模な補修・修繕は3者見積もりが必要か。	原則として一般競争入札をしていただきますが、それによることが難しい場合は、指名競争入札（ハード）又は2社以上の見積もり合わせを行い、事業費が適正なものとなるようにしてください。
13	撤去費用	施設を復旧する際の撤去費用についても補助の対象となりますか。	今回の東日本大震災農業生産対策交付金においては、被災施設の復旧に伴う全部又は一部の撤去費用も補助の対象となります。
14	撤去費用	解体費用について、解体と廃棄費用までが対象でしょうか。	被災施設の復旧に伴う解体撤去費用及び産業廃棄物等の処理に係る費用が対象となります。ただし廃棄等に当たって収益がある場合は、解体費用から収益を差し引いた額が補助の対象となります。
15	撤去費用	被災施設を場所を移転して整備する場合、使用可能な機械を新施設に移設して利用することは可能か。また、その場合も、既存施設の撤去費用は補助対象としていいか。	使用可能な機械であれば、事業費の低減の観点からむしろ移設して利用してください。（ただし、この際の搬送費用は補助対象外です。）また、移設を前提とした撤去費用は補助対象になります。
16	受益戸数要件	どのような場合であれば知事特認として3戸以上要件を緩和して構わないのか。	今般の東日本大震災では、津波によって地域の農業者が多数亡くなったり、甚大な被害によって投資が困難な農業者が多く5戸さえも募れない、地震によって各地の水田で小規模な地割れ等が散在発生して5戸以上での集団的な取組が容易にまとまらないなど、営農活動の復旧に向けた様々な困難な事情が見受けられますので、県において地域の事情をよくお聞きして、直ちに5戸を集めることが困難な場合には、要件緩和に柔軟に応じていただいで構いません。
17	受益戸数要件	園芸や畜産は、近隣で被災農家を3戸見つけることさえも容易でない。推進事業（機械のリース導入や資機材の導入）をJAや市町村を越える広域な範囲で取り組むことは可能か。	今般の東日本大震災では、津波による被害が甚大なため、園芸や畜産の分野では、ひとつの地区の中で3戸の受益者さえも集まらないといった場合がみられます。こうした場合には、市町村内及び農協内ではなく、当該農産物の出荷や販売を単位とする広域なエリアで3戸以上の受益者を確保していただき取り組むことも構いません。
18	受益戸数要件	直接的に被災被害を受けていない農業者が農業機械を導入し、被災地及び被災農業者の営農再開の手助けを行うことはできないのか。	原則として、受益農家又は事業参加者は全ての農業者が被災農家である必要があります。ただし、直接的な被災被害がない農業者であっても、被災者と共同して農業機械を効率的に利用するなど、被災農業者の営農活動の再開や被害の復旧等に資する取組を行う場合には、受益農業者又は事業参加者として行うことができます。この場合、少なくとも当該受益農業者又は事業参加者（リース事業に参画する機械施設利用者）の過半を被災農業者が占めるように推進してください。
19	費用対効果分析	共同利用施設の費用対効果分析は、どのような場合に行わなければならないのか。	事業実施要綱の別表の採択要件の（4）において、5千万円以上のものに限定することとしています。また、事業実施要領の別記の第3の2の（5）のオにおいては、共同利用施設を新設する場合で5千万未満のものであっても、費用対効果分析を行い、県が必要と認める場合には当該新設事業を行うことができる旨を規定しています。したがって、共同利用施設を新設する場合には、事業費に関わりなく全ての案件が費用対効果分析の対象となりますが、既存施設の増設（能力増強）や機能高度化対策については事業費が5千万円未満であれば費用対効果分析を求めています。また、施設の機能高度化を伴わない原形復旧のための補修・修繕にあっては、費用対効果分析を行う必要はありません。
20	補助対象範囲	今回の交付金は、被災前に所有していた共同利用施設、農業機械等の復旧、再取得が対象という考えでよいか。	東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「（被災地・被災農業者の）営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」等としていることから、復旧や再取得の対象となる農業用施設や機械は、被災を受けたものが基本です。しかしながら、例えば小規模で非効率な老朽化施設を再度整備するよりも、被災施設を含めて複数の老朽化施設を1カ所集約して高度かつ効率的な施設を再整備した方が、被災農業者の営農活動の復旧等とあわせ産地の競争力強化につながり合理的な場合もあります。また、被災によって再投資が困難な高齢農業者等に対しては、担い手が高性能農業機械を導入して作業受託を行うことで、当該機械の効率的な利用が確保されるようになるほか、当該高齢農業者等の営農活動の復旧等にも資することとなります。このように、必ずしも被災施設・機械をそのまま現状復旧することが適当でない場合が存在しますので、地域の被災事情等を踏まえて、被災農業者の営農活動等の復旧や産地競争力の維持・強化に資する柔軟な取組を誘導してください。
21	補助対象範囲	被災農業者が耕種から園芸等に分野転換するような取組は支援できないのか。	東日本交付金では、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」としており、被災によって農地や施設等の使用が困難となった場合に他の分野や他作物に転換する場合も「被害の復旧等に資する取組」として対象としています。

22	補助対象範囲	放射性物質による農作物の汚染を理由として、リース方式による農業機械の導入はできないのか。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することことを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が交付金の対象となります。 このため、放射性物質に係る対策内容については、農作物の吸収抑制対策等、直接的な効果が期待される対策に限定することとなり、放射性物質による汚染被害と直接関係のない農業機械（リース導入等）については対象とすることはできません。 ただし、福島第1原発事故の警戒区域や計画的避難区域等では、農業生産基盤である農地に甚大な被害（放射能汚染）が生じ、この復旧（除染）に相当の時間を要することが見込まれるため、被災農業者が当該農地が復旧するまで営農活動の復旧に取り組めないこととなってしまう。このため、被災農業者が代替地において営農活動を再開する場合には、必要な農業機械や生産資機材等を支援とすることができるとします。
23	推進事業	整備事業（ハード）の対象地域は農振農用地であるが、推進事業は（ソフト）はどこでも可能ですか。	推進事業については、園芸用施設のリースのみが「原則として、農用地区域及び生産緑地に設置するもの」としています。
24	総事業費	共同利用施設の整備に当たり総事業費が5千万円以上とされていることについて。	総事業費5千万円以上の採択要件は、産地競争力の強化の整備事業で共同利用施設を設置（新設）する場合に限り適用されます。したがって、施設の補修・修繕は、5千万円未満でも事業対象として構いません。また、新設の場合であっても、1以上の費用対効果が見込まれる事業であり、地域の事情により必要であると県が認める場合には、5千万円未満であっても実施できます。
25	推進事業	平成24年度新規追加されたメニューの実施基準にある「東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする」について、同じ目的の国庫事業を平成23年度の補助で実施していた場合と考えるが、例えば除塩のための圃場整備事業等を平成23年度に実施した場合においても、同圃場で品目転換や水田二毛作等の推進事業は取り組めないのか。	「事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。」という規定は、いわゆる二重補助に配慮したものであり、過去に国庫補助を受けた圃場等であっても、内容が明確に区分できる別の取組を実施する場合は、支援の対象となります。 なお、放射性物質の吸収抑制対策のうち、吸収抑制資材の施用については、前年度に本対策を実施した地区でも、土壌中の交換性カリ濃度が十分上昇しない等の恐れがある場合は、事業の対象とすることが可能です。
26	その他	復旧等対策の対象は、平成25年4月1日以降に着手・着工したもの（実施要領第1の2の（1））となっているが、事業計画の承認又は交付決定前に着手・着工したものも対象になるのか。	東日本交付金では、被災農業者の速やかな営農再開を支援するため、平成25年4月1日以降に着手・着工したものを対策の対象としています（事業実施要領第1の2の（1））。 したがって、4月1日以降に着手・着工したものであれば、事業計画の承認又は交付決定前であっても対象とすることができます。
27	その他	キノコの菌床栽培や原木栽培に関する取組は支援対象になるか。また、キノコ類で支援対象となるものはあるか。	高度技術導入施設として菌類栽培施設を整備することができますが、対象品目はマッシュルームのみとなっています。キノコは一般的に林産物として取り扱われることから、農業生産対策としての実施に限度があることをご理解ください。
28	その他	任意の地震保険等により、保険金額を事業実施主体が受領していた場合、交付金の補助は受けられないか。	事業実施主体が任意に加入する民間の地震保険から保険金を受け取っても、補助金の交付や補助率に影響を受けることはありません。当該保険金を自己負担分に充てていただいても構いません。
29	その他	某いちご産地において、被災したJA組合員の営農再開を支援するため、JAが事業実施主体となって東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、パイプハウス等の復旧を行いたい。この際、同JAが1口1万円の支援金（「1口オーナー制度」）を一般の人に募集し、当該支援金を被災農家へ分配することとしている場合、国の交付金の支援対象となるか。また、補助率（1/2等）への影響はあるか。	本交付金においては、「事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本交付金の交付対象外とする。」と規定していますが、国以外の者からの資金調達については制限を設けていません。 したがって、事例の「1口オーナー制度」による分配を受けた場合においても、そのことをもって当該交付金の支援対象から除外されることはありません。 また、補助率についても影響はありません。
30	その他	推進事業で取り組む農業機械の導入や生産資機材の納品が3月末までに間に合わない可能性があるが、明きょ繰越ができないか。	一般に、明許繰越は、整備事業（ハード）など「経費の性質上年度内に支出を終わらない見込みのあるもの」について、あらかじめ国会の議決を経て、繰り越すことが認められているものであり、農業機械や生産資機材のような物品の購入に係るものは明きょ繰越は認められておりません。
31	その他	津波や原発事故の影響により、他の市町村に避難している被災農業者が行う事業には、避難先の市町村に申請する必要があるのか。	事業を行う場所の市町村長に提出していただくことが基本となりますが、被災農業者が避難された場所の市町村と避難前に居住されていた元の市町村とで調整していただき、避難先の市町村よりも元の市町村の方で提出されることが適当と判断されるのであれば、それでも構いません。ただし、事業の実施に関する監督指導等については、提出を受けた市町村の側で責任を持って対応していただくようお願いいたします。
32	その他	JAが市町村をまたぐ場合、計画書の作成はどちらの市町村で作成するのでしょうか。	事業実施主体は、主たる市町村へ計画書を提出し、関係する市町村へ計画書の写しを提出していただくこととなります。

33	共同利用施設	被災していない共同利用施設の機能高度化対策等が実施できないか。	東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「(被災地・被災農業者の)営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組等」としていることから、復旧や再取得の対象となる農業用施設等は、原則として被災を受けたものが対象となります。 なお、東日本大震災により被害を受けた施設の復旧に加え、放射性物質の影響による生産力・販売力の低下からの回復に資する施設も対象としています。
34	共同利用施設	既存の穀類乾燥調製施設について、機能高度化対策を行う場合に、強い農業づくり交付金で求められているように、既存施設の計画時点よりも受益面積又は処理量が拡大する必要があるのか。	強い農業づくり交付金では、いわゆるモデル的な産地等を育成する観点から、共同利用施設等を再導入する際に、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新。)は対象外であり、穀類乾燥調製施設の機能高度化対策を講じる際には、 ①受益面積又は処理量の拡大及び新たな乾燥方式の導入 ②再編利用計画を策定の上、麦大豆等との汎用利用や担い手へのサイロ貸し、経営移譲等のいずれかを要件としました。 今般の東日本交付金は、被災施設の復旧等対策を講じるため、同種・同能力のものを再整備する取組を可能としているところであり、被災した穀類乾燥調製貯蔵施設の機能高度化対策を行う場合においても、受益面積等の拡大や再編利用計画の策定に関して特段の要件は課していません。
35	共同利用施設	23年産の麦や米の収穫に間に合うように応急的な復旧工事を行い、とりえず本年度の営農を乗り切ったが、収穫後の休閑期に本格的な復旧工事を行う必要がある。これら一連の工事を事業の対象にして構わないか。	3月11日の東日本大震災の発生後、多くのJA等では、施設の稼働に必要最低限の対策を応急的に講じて、23年産の米麦の収穫に間に合わせたと聞いております。また、老朽化施設にあっては、老朽化した設備の模様替えや耐震補強対策等の本格的な対策は、本年秋の米の乾燥調製作業を終えてから行われる場合が多いと聞いています。 これら一連の工事を事業の対象とする場合には、既に申請されている事業計画や交付申請の変更が必要となるほか、過去に補助金等を受給して整備した施設・設備で処分制限期間内にあるものを取り壊す場合には、あらかじめ管轄の地方農政局の承認を得て、残存簿価に即して補助金相当額を返還する必要があります。また、本格的な復旧対策の実施に当たり、既に完了している応急的な復旧対策部分を取り壊さざるを得ない場合には、当該交付金を交付申請の対象額から除外する必要がありますので注意してください。
36	共同利用施設	農林水産業共同利用施設災害復旧事業により今年の収穫に間に合うように復旧工事を行ったが、施設が老朽化しているため東日本交付金で本格復旧工事を行いたいが可能か。	既に別の補助金等(農林水産業共同利用施設災害復旧事業等)を受けて復旧対策等を行った施設について、同一年度内に東日本交付金を活用して本格的な復旧等対策を行うことは本来好ましくありませんが、農林水産業共同利用施設災害復旧事業では耐用年数の過ぎた設備等が対象にならないといった事情等を考慮して、両対策の間で施工工事の内容が明確に区分できる場合には可能とします。
37	共同利用施設	施設の補修・修繕の場合には費用対効果分析を行う必要があるのか。また、老朽化施設を高度化する場合に必要なものか。	整備事業(総事業費が5千万円以上)において、施設の新設を行う場合は、原則、費用対効果分析を行う必要がありますが、施設の補修・修繕による現状復旧や、総事業費5千万円未満の老朽化施設の機能高度化対策については対象外となります。
38	共同利用施設	津波でフォークリフトやコンテナ等が流されたが、共同利用施設の補修・修繕の際に附帯施設として整備できるか。	フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きを除く。)やパレット、コンテナ等の汎用性の高いものは交付の対象外となっています。
39	共同利用施設	ハウスを建設するための土盛りは事業対象となるか。	舗装や切土・盛土等については、必要最小限のものであれば事業対象経費に加えて問題ありません。
40	共同利用施設	共同利用施設の補修・修繕についても、事業費5千万円以上でなければならないのか。	被災施設の補修・修繕は5千万円未満であっても対象となります。
41	共同利用施設	低コスト耐候性ハウスが被災したが、一部棟は補修を行い、一部棟は撤去の上、新設する。このような場合は新設が含まれるので、撤去、新設、補修の合計額が5千万円以上である必要があるか。	お問い合わせのような被災施設を補修・再取得する場合には、5千万円未満であっても対象となります。
42	共同利用施設	被災したみそ加工施設の復旧は、整備事業において農産物処理加工施設として要望できるか。その場合は、原則5000万円の下限事業費が適応されるか。	みそ加工施設は農産物処理加工施設に該当します。また、被災程度に関わらず、既存の共同利用施設の復旧を行う場合は、5千万円未満であっても対象となります。
43	共同利用施設	施設の補修・修繕については、耐用年数を経過している施設についても対象となるのか。	法定耐用年数を経過している施設も対象です。ただし、補修・修繕後、おおむね5年以上の利用に耐えることが見込まれる必要があります。
44	共同利用施設	耐用年数を経過した施設を補修・修繕した場合、補修後の施設の財産管理の扱いはどのようにするのか。	財産管理については、補助事業等により取得した不動産及び50万円以上の機械及び器具は、財産処分制限を受けることとなり、財産管理台帳を作成し適正に管理する必要があります。
45	共同利用施設	補修した施設の建屋及び内部機械の処分制限期間はどのように決めるのか。	施設の処分制限期間は補助金適正化法等の法令により定められており、補助事業により新たに財産を取得又は効用が増加する場合、財産の処分制限を受けることとなります。したがって、補修・修繕による原形復旧のような効用の増加が認められない場合は、当該対策の実施をもって新たに財産処分の制限期間が延長されるようなことはありません。ただし、共同利用施設を再編整備するなど新たに財産を取得し、効用が増加するような場合は、当該財産について処分制限期間が新たに設けられることとなります。

46	共同利用施設	施設の再編整備を行う場合に撤去する施設の撤去経費は交付対象となっているが、補助率は1/2でよいか。また、上限事業費は設定されているか。	補助率は1/2となります。上限事業費は設定していませんが、対象経費は、施設の再編整備に必要な不可欠な設備等の撤去に限定してください。
47	共同利用施設	解体に伴う廃材を売却した場合、その収入を自己負担に充てて良いか。	本事業を活用した撤去・解体に伴う廃材を売却したときに得た収入を、自己負担に充てることはできません。その収入を差し引いた額が補助対象となります。交付金支払後に、売却による収入が明らかとなった場合は、過剰な交付金は返還していただきます。
48	共同利用施設	集出荷貯蔵施設の附帯施設としてであれば、会議室を整備することは可能か。	附帯施設は、一般的に施設の機能を発現させるため一体的に整備する必要のある電気通信設備や給排水設備、空調設備、舗装工事等を指すものです。このため、施設の機能と何ら関係のない会議室を集出荷貯蔵施設に併設し、これを附帯施設として認めることはできません。 なお、施設の保守管理等を行うための事務スペースを設けることは可能ですが、必要最低限の面積とするようしてください。
49	共同利用施設	転作大豆の乾燥調製施設を補修・修繕したいが、一部受益地の農地の復旧に時間を要するため、当面は米の作付けが優先されて、大豆の作付面積が成果目標の年次までに被災前の水準に回復できそうもないが、この場合、当該施設の復旧対策が行い得ないのか。	東日本交付金では、被災農業者の1日も早い営農活動の再開を支援する観点から、成果目標の目標年次を、乾燥調製施設等の整備事業（ハード）にあつては事業実施年度の翌々年度等とし、営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧するように取り組んでいただくこととしています。 ご指摘のような農地の復旧対策が遅れている地域にあつては、営農が可能な農地での営農再開をもって「営農活動等が概ね同程度以上に復旧した」とみなす運用をして差し支えありません。
50	共同利用施設	補修・再編整備計画（様式6号、7号）の目標年度はいつか。 また、当該計画書は、都道府県知事から地方農政局長へ提出するものであるが、事業実施主体も作成する必要があるのか。 事業実施主体が作成した当該計画について、都道府県知事の承認は必要か。	補修・再編整備は整備事業として実施することから、目標年度は実施要領の第1の1の(2)のイの(ア)に規定した目標年度となります。 また、補修・再編整備計画（様式6号、7号）は、あくまで事業実施計画（別紙様式1号）を補完するものなので、都道府県知事が事業実施計画書を作成する際に併せて作成することとしています。（都道府県が補修再編整備計画を作成するために必要な情報を事業実施主体に求める方法等は、各知事に委ねられています。） なお、都道府県知事が事業実施計画を採択するという事は、当該計画に係る補修・再編も認めることとなりますので、本交付金においては、都道府県知事が採択手続以外に独立して補修・再編の承認を行うことを求めてはなりません。
51	共同利用施設	補助対象基準の欄が空欄となっている共同利用施設等は、どのようなものでも補助対象となるのか。	補助対象基準が空欄となっている施設等は、上位項目の基準が適用されます。
52	共同利用施設	液状化により、ハウスの基盤が傾いてしまった。基盤を補修する工事は補助対象となるか。	施設設置にあつての基礎工事については、これまでも整備事業の補助対象としていたところですが、今回の補正事業においても当該ハウスが要領に記載された補助対象施設である場合は、基礎工事（補修）も含め整備事業の補助対象になります。しかし、パイプハウスなど整備事業の補助対象施設に該当しない場合は、補助対象となりません。なお、整備事業の補助対象外施設であっても、補修に必要な資材は、推進事業の補助対象となる場合があります。
53	共同利用施設	津波によって地下水が塩水化して使えないため、水道設備を整備することは可能か。	水道設備の整備については、低コスト耐候性ハウス等（生産技術高度化施設）の附帯施設、又は栽培管理支援施設として整備することが可能です。
54	共同利用施設	水道設備を整備する場合、上水道管の敷設をどの程度の長さまでならば許されるのか。	東日本大震災により、地域によっては農業用水の確保が非常に困難となっている場合があります。このため、本事業では、水道設備を設けることが不可欠な場合に限り、生産技術高度化施設の附帯施設や栽培管理支援施設として上水道管の敷設を行うことを可能としています。 ただし、上水道管については、農業用途のみの利用とし、本管からほ場までの長さは合理的なものとしてください。
55	共同利用施設	施設設置にともなう盛土等は交付金の対象事業となるのか。	施設設置のために必要な盛土や液状化対策、整地等は工事費に含まれます。
56	共同利用施設	被災したライスセンターを拠点に、この際、周辺の受益者（非被災者も含む。）をさらに増やしてカントリーエレベータを整備したいが可能か。	ライスセンター等の共同利用施設を整備する場合には、事業実施要領の別記Ⅱの第2の2のクにおいて、（被災施設に代替する）施設の新築又は新設を対象とする旨を記述しているほか、既存の施設の増築、併設等も対象になる旨を明確化しています。したがって、被災ライスセンターの代替となるカントリーエレベータの新設や、既存のライスセンターの増築等によるカントリーエレベータへの再編整備事業も事業の対象となります。
57	共同利用施設	被災した古いライスセンターの機能高度化対策として、色彩選別機を導入したいが可能か。	老朽化した被災共同利用施設の復旧等対策の進め方については、課長通知（23生産第4899号、平成23年10月26日付け通知）で示しており、施設の本質的な機能を果たす基幹的な設備の経過年数が、法定耐用年数（例：農業用設備の場合は7年）の概ね2倍以上経過した施設を基本として、施設の被災や設備等の老朽化の程度等を加味して、機能高度化対策を進めていただくようお願いしています。 したがって、ライスセンターの場合には、基幹的な設備である乾燥設備の経過年数が11年以上（耐用年数：7年×概ね(0.8)×2倍）であり、施設の効率性を高める等の観点から、必要な設備として色彩選別機（選別調製設備）をライスセンターの補修・修繕と合わせて導入することは差し支えありません。

58	共同利用施設	共同利用していた低コスト耐候性ハウスが地震で基礎等が壊れて復旧工事を行うが、合わせて老朽化したボイラーも再整備したいが、機能高度化対策として行うことは可能か。	老朽化した被災共同利用施設の復旧等対策の進め方については、課長通知（23生産第4899号、平成23年10月26日付け通知）でお示ししているとおり、施設の本質的な機能を果たす基幹的な設備の経過年数が、法定耐用年数（例：農業用設備の場合は7年）の概ね2倍以上経過した施設を基本として、施設の被災や設備等の老朽化の程度等を加味して、機能高度化対策を進めていただくようお願いしています。 したがって、低コスト耐候性ハウス（生産技術高度化施設）の場合には、基幹的な設備であるボイラー（農業用設備の法定耐用年数：7年）の経過年数が1年以上（耐用年数：7年×概ね（0.8）×2倍）であり、施設の効率性を高める等の観点から必要であれば、低コスト耐候性ハウスの補修・修繕と合わせて、老朽化したボイラーの再整備も可能です。
59	共同利用施設	再度津波の被害を受けないように、山間地を用地造成して共同利用施設を移設整備したいが、当該用地造成費も対象経費に盛り込んで構わないか。	共同利用施設の整備に当たっては、これまでも強い農業づくり交付金等において施設用地の必要最小限の盛り土等の経費を工事費として補助対象経費に含めて構わないこととしておりますが、被災地では津波等の被害により被災前と同じ場所に施設を建設することが困難な場合もあることから、新たに確保した山間地等の建設用地に施設を整備するために必要となる切り土や盛り土等の用地造成費（事業実施要領別記の第3の2の（1）のサ）も補助対象経費としています。
60	共同利用施設	「省エネ型集合式モデル畜舎」とはどのような仕様・構造の畜舎が対象となるのか。また、太陽光パネルや蓄電池を整備することはできるのか。	省エネ型集合式モデル畜舎は、従来構造の畜舎に比べ電力等のエネルギー消費を低減する構造の畜舎であり、省エネルギーに資する取組の実践・普及を目的とし、農協等が複数の農家に貸付を行うために、同一施設用地に畜舎を整備する取組が対象となります。 具体的には、断熱材利用の他、効率的な換気方式の導入などを想定しており、再生可能エネルギーの供給施設の整備については、対象としておりません。
61	共同利用施設	家畜飼養管理施設のうち省エネルギー型集合式モデル畜舎について、省エネルギー型畜舎と一体的に整備する設備及び家畜排せつ物処理利用施設は対象となるのか。また、酪農経営における省エネルギー型の畜舎を整備する場合、個々の畜舎に付帯する搾乳施設は対象となるか。	省エネ型集合式モデル畜舎と一体的に整備する施設については、対象としておりますが、家畜排せつ物処理施設については、共同処理することを要件として、東日本大震災農業生産対策交付金において、事業対象とされているので、そちらで対応いたします。 なお、本メニューにおいて、畜舎に付帯する搾乳機械については、対象としているところですが、搾乳施設については、対象としておりません。
62	共同利用施設	原発警戒区域から避難している被災農業者が避難先で施設園芸を開始する。共同利用施設の低コスト耐候性ハウスを整備する場合に交付金の対象となるか。また、移転地で使う農業機械（リース）は対象となるか。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することことを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が交付金の対象となります。 福島第1原発事故の警戒区域や計画的避難区域等では、農業生産基盤である農地に甚大な被害（放射能汚染）が生じ、この復旧（除染）に相当の時間を要することが見込まれるため、被災農業者が当該農地が復旧するまで営農活動の復旧に取り組めないこととなってしまいます。このため、被災農業者が代替地において営農活動を再開する場合には、必要な低コスト耐候性ハウスの取得や農業機械等を支援することができることとなります。 なお、補助事業等により取得した財産は、耐用年数が経過するまでの間処分制限を受けることとなりますので、当該期間中は事業目的に従って適正に利用・管理するようにして下さい。
63	共同利用施設	産地食肉センターにおける食肉保管等施設の整備に対する支援とは、どのようなものか。	共同利用施設のうち産地食肉センターについては、東日本大震災により被害を受けた施設の復旧に加え、牛肉の放射性物質検査の実施体制の強化に伴い必要となる検査室及び牛肉の冷蔵保管施設も支援対象となります。 具体的には、放射性物質検査を行うために必要となる検査室の整備及び検査の実施に伴い滞留（一時的な保管）が見込まれる牛枝肉等を保管するために必要な冷蔵冷凍施設の整備について補助します。なお、検査機器は対象となりません。 また、汚染稲わら等が給与され、かつ、出荷計画を作成して、全頭検査・全戸検査を実施する都道府県が対象となります。
64	共同利用施設	老朽化した産地食肉センターの機能高度化対策を実施する場合、基幹的な設備は何にすれば良いのか。	過去に共同利用施設として導入した産地食肉センターについて、機能高度化対策を行う場合、施設内の食料品製造業用設備を基幹的な設備に位置づけ、この法定耐用年数（10年）の概ね2倍以上（2倍×0.8）が経過した施設であれば、施設内の老朽化設備等を模様替えするなどの機能高度化対策ができます。
65	共同利用施設	既存の産地食肉センターの敷地内に、別棟で検査室を整備したい。事業費が5千万円未満であるが費用対効果分析は必要か。	放射性物質の全頭検査を行うためには、食肉センターに不可欠な施設であるため、産地食肉センターを構成する一部施設と位置づけ（新設ではなく、既存食肉センターの機能高度化対策の一環として実施するもの）、5千万円未満であれば費用対効果分析は要しないこととします。
66	共同利用施設	牛肉の放射性物質の検査体制を強化するため、既存の産地食肉センターの内部を模様替えして、新たに検査室を整備するが事業の対象となるか。また、老朽化施設でなくとも構わないか。	放射性物質の全頭検査を行うためには、食肉センターに不可欠な施設であるため、既存施設の模様替えによる整備も構いません。また、老朽化していない施設であっても可能ですが、既存の建屋や内部設備を改修することとなるため、事前に地方農政局長の承認を得るとともに、その内容によっては過去に受けた補助金を返還する必要がある場合がありますので、県を通じてあらかじめご相談下さい。
67	共同利用施設	（実施要領別記第3の2の（6）「高度環境制御栽培施設」） 「高度環境制御栽培施設の要件が改正され、「～の場合にあつては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できる」とされたが、「～」に記載されている事項以外に要件は何かあるのか。	記載されている事項以外に特に要件はありません。

68	土地基盤整備	地震により畦畔の崩壊や地割れ等が発生して、被災田が散在している。国の土地改良事業の対象とならないので、小規模土地基盤整備できないか。	原則5戸以上（都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上）の被災農業者が集まり、原則1ha以上5ha未満の受益面積であれば可能です。
69	土地基盤整備	瓦礫等が水田の土層深くまで混入している。農地復旧においてこうした細かい礫までも徹底して除去して欲しいが、営農用としても小規模土地基盤整備での自力除去を行いたい、補助対象とできるか。	小規模土地基盤整備の土壌土層改良として実施可能です。直営施行する場合には、土壌土層改良に必要な資材や施工用機械のリース・レンタル料等が補助対象となります。また、別途、礫等を除去するセパレーター（農業機械）をリース方式によって導入することも可能です。
70	土地基盤整備	被災農地（野菜）の代替地として、水稻収穫後の自前の水田にパイプハウスを設置して野菜を再開したい。水田のため排水不良が考えられるため、暗渠施工や外部からの土を搬入し盛土をしたいが、補助対象となるか。	施設の移設地における暗渠施工や盛土の整備については、小規模土地基盤整備事業として実施できます。 なお、ご質問の事例では、田畑転換になりますので、ご注意くださいとともに、適切な対応をお願いします。 また、野菜のパイプハウスの設置については、リース方式により導入することが可能です。
71	土地基盤整備	被災農業者がJAからリース方式で園芸用ハウス導入する一方で、ハウスを整備する水田の客土を小規模土地基盤整備で行うことは可能か。	可能となります。
72	リース事業	リース事業の概要について。	「リース方式による機械施設等の導入」は、機械等の導入方法をリース方式に限定しております。 概要は以下のとおりです。 ①事業参加者及び受益農家：原則5戸（知事特認3戸） ②リース対象機械施設：中古機械以外の農業機械と園芸施設 ③リース契約の形態：リース事業者と機械等利用者との間の4年以上（耐用年数以内）のリース契約。
73	リース方式	リース方式によって導入できる農業機械施設は、津波で被災した農業機械施設の現状復旧の場合のみか。	東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「（被災地・被災農業者の）営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」等とされていることから、復旧や再取得の対象となる農業機械施設は、被災を受けたものが基本です。 しかしながら、例えば小規模な農業機械施設を再度整備するよりも、低コスト耐性ハウス等を導入して、再投資が困難な高齢農業者等の作業受託を行ったり、担い手同士が協力し合いながら施設を高度利用した方が生産性が高まり、産地競争力の強化に資することが期待されます。また、被災農業者の中には、当面、農地の復旧等の見通しが立たないため、新たに施設園芸等に取り組み、早期に営農再開したいという農業者もみられます。 このように、必ずしも被災した農業機械施設をそのまま現状復旧することが適当でない場合が存在しますので、地域の被災事情等を踏まえて、被災農業者の営農活動等の復旧や産地競争力の維持・強化に資する柔軟な取組を誘導してください。 また、農業機械施設に直接的な被害が無くとも、所有農地が被災したため土地利用型農業から新たに労働集約的な施設園芸や畜産等を導入する取組や、市町村の復興計画に掲げられた新たな農産物や生産システムを導入する取組等に必要な農業機械施設も対象となります。
74	リース方式	リース方式により導入できる農業機械の種類に制限はあるのか。	成果目標の達成に寄与する農業機械（中古品を除く。）であれば、特に制限はありません。ただし、過剰投資とならないように導入機械の能力を適正に見積もるとともに、投資が困難な被災高齢農業者の作業受託等に取り組むことにより、導入機械が効率的に利用されるように努めてください。
75	リース方式	リース方式による農業機械等の導入は、整理合理化通知が適用されるか。	リース方式による農業機械の導入は、推進事業となるため、整理合理化通知は適用されません。
76	リース方式	軽トラックやフォークリフトを農業機械として導入できるか。	リース方式で導入できる農業機械の種類には特段の制限はありませんが、軽トラックやフォークリフト（回転アーム、プッシュブル又はハイマスト付きを除く。）のように、農業以外の用途にも利用可能な機械は農業機械として認められません。
77	リース方式	農業機械等は、被災前から共同利用していたものと同等のものが対象か。（機能向上するものは対象外か。）	導入する農業機械等については、必ずしも被災前と同等のものでなければ認められないわけではありません。性能や機能が上回るものであっても構いません。ただし、過剰投資とならないように導入機械の能力を適正に見積もるとともに、投資が困難な被災高齢農業者の作業受託等に取り組むことにより、導入機械が効率的に利用されるように努めてください。
78	リース方式	リース方式による農業機械の導入に取り組みたいが、どのような場合に知事特認として3戸以上要件に緩和できるのか。	今般の東日本大震災では、津波によって地域の農業者が多数亡くなられたり、甚大な被害によって投資が困難な農業者が多く5戸さえも募れないなど、営農活動の復旧に向けた様々な困難な事情が見受けられますので、県において地域の事情をよくお聞きして、直ちに5戸を集めることが困難な場合には、要件緩和に柔軟に応じていただいております。



79	リース方式	農業機械は被災していないが、共同利用していたリースセンターが被災したので、この復旧と合わせて、古い農業機械もリースで導入したいが可能か。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が交付金の対象となります。 このため、リースセンターの復旧等対策を講ずれば、被災前に比べて概ね同程度以上に営農活動が復旧すると見込まれるため、合わせて農業機械までも支援の対象とすることはできません。
80	リース方式	農業機械等について、被災前は個人で使用していたが、今回共同利用することで導入する場合は、対象となるか。	被災前の利用状況については特段の要件を課していませんので、新たに原則5戸以上等の要件を満たすのであれば対象となります。
81	リース方式	リース方式による農業機械の導入に係る事業実施主体の役割は何か。	事業実施主体は、リース方式による農業機械の導入を希望する農業者を原則5戸以上とりまとめ、被災地における営農活動の復旧に向けた作業受委託の斡旋等を行うとともに、当該農業機械が利用者によって適正に保守・管理されるように巡回点検・指導の実施や、リース料の支払い状況の管理・指導等を行っていただく必要があります。
82	リース方式	事業参加者（利用者）がリース契約を途中解約した場合は補助金を返還するのか。	リース契約期間中に事業参加者（利用者）がリース料を滞納する等により、リース契約の維持が困難になった場合には、事業実施主体は別の事業参加者（利用者）を見つけ、事業が適正に継続されるように努める必要があります。やむを得ず事業の継続が困難となった場合には、一部補助金の返還が必要となる場合もあります。
83	リース方式	事業実施主体が農業生産法人の場合、その構成員が機械施設の利用者になれるか。	リース事業は、事業実施主体が、農業機械等の利用者（農家）を原則5戸以上とりまとめ、利用者（農家）とリース事業者とのリース契約により農業機械施設を導入する取組に対して、当該導入機械の1/2相当額を補助する仕組みですので、農業生産法人等が事業実施主体となった場合には、当該法人の構成員が利用者となる場合も想定されています。
84	リース方式	リース方式で農業機械を導入したいが、事業参加者がそれぞれ異なる機械を導入することは可能か。また、それぞれリース会社が異なっても良いか。	事業参加者がそれぞれ異なる農業機械を導入することは可能ですが、事業実施主体が導入機械の管理運営規定（別添）等を定め、事業参加者（利用者）に対してリース期間中の当該農業機械の保守・管理等を適正に行わせる必要があります。また、リース会社については、導入する農業機械が異なればリース会社も異なる場合が想定しえますが、リース期間中の契約関係の維持等について当該事業参加者と事業実施主体が責任を持って当たっていただく必要があります。
85	リース方式	リース会社の選定は、どのように行えば良いのか。事業実施主体の意向で決めて構わないのか。	リース方式により導入する機械施設を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定することとしており、リース事業者については、当該機械施設の利用者がリース契約の条件等を考慮してお決めいただくこととなります。 したがって、どのリース会社とリース契約を締結するかは、当該機械施設の利用者のご意向を十分踏まえてお決め下さい。
86	リース方式	来季に備えて農業機械施設を準備する必要があるが、導入可能か。また、可能な場合は成果目標の目標年度はどうか。	リース方式による農業機械の導入等の推進事業は、成果目標年度が原則として事業実施年度としているため、当該年産の作物の生産等に必要農業機械施設を導入し、営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧するように取り組んでいただくことが基本です。 ただし、26年度の作付け等に向けて25年度内に準備しておくべき農業機械や生産資機材の導入は事業の対象として差し支えありません。また、この場合の成果目標の取扱いについては、このような営農準備も営農活動の一環であることから、25年度内に営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧したものと見なすこととします。
87	リース方式	「本事業による導入以前に利用された実績のある機械」は対象外であるという規定は、何を想定している要件でしょうか。	中古品のことです。
88	リース方式	事業実施主体が、借受証の写し等でリース契約の履行を確認後、機械施設利用者に支払う「リース助成金」は、リース物件価格の1/2以内で、単年度での支払いとなる。機械施設利用者は、その助成金を活用して、複数年に渡ってリース料をリース業者に支払うということでしょうか。	差し支えありませんが、機械施設利用者に助成金が滞留しない方法をとることが望ましいと考えます。
89	リース方式	リース事業のリース形態については、ファイナンシャルリース、オペレーショナルリースの制限はあるか。	リース形態の制限はありません。



90	リース方式	(実施要領別記第2の1の(4)のイのただし書き) 「地域の実情に即し必要があると知事が認める園芸用施設については対象とする」とあるが、ここでいう「該当しないもの」とは、耐風雪の基準等、施設の構造が該当しないということか。 それともスプラウト類における新技術の導入や書面契約等で販売先が確保できること、などの事業要件の事か。	事業実施要領第2の1の(4)のイの(ア)周年栽培高温抑制型温室及び(イ)高度環境制御栽培施設の説明に当てはまらない園芸用施設全てを指します。
91	鳥獣被害防止総合対策	(実施要領別記第2の2の(1)のア) 「侵入防止柵等被害防止柵に必要な技術の実証」と整備事業で設置できる侵入防止柵との違いは、技術実証であるので、被害を受けている地域全部を対象とすることは推進事業では難しいか。(次の質問の上限単価とも関わってくる)	①前者の場合は侵入防止柵の技術的效果を検証することが目的であり、後者の場合は対象鳥獣の侵入を防止することが目的となります。 ②したがって、例えば、新たな侵入防止柵の効果を検証するための必要最小限の柵の導入については推進事業で行うことはできますが、被害を受けている地域全体に侵入防止柵を整備する場合は整備事業による導入になります。
92	鳥獣被害防止総合対策	(実施要領別記第2の2の(1)のク) 事業費について上限単価を超える場合農政局長と協議を行った上で助成できることになっているが、侵入防止柵の設置等の範囲が過大と判断されれば認められない事になるのか。	整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければなりませんので、設置等の範囲が過大なものは支援対象とはなりません(実施要領別記第5の2の(3))。
93	鳥獣施設	当該交付金では、鳥獣被害防止施設の整備に当たって、資材費相当分の定額助成を受けられるのか。	鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の自力施工を行う場合は、上限単価はありますが、資材費相当分の定額助成を受けることができます。
94	生産資材	どのような生産資材が対象になるのか。また、知事認定により実施できる生産資材の導入とはどのようなものか。	基本的に、事業実施要領別記の第2の3のアからキに掲げるとおり、津波によって流出した生産資材や、被災した育苗施設の応急的補修等に必要な生産資材等が対象となります。 ただし、知事認定の事例として、①市町村が復興計画に掲げた新たな農産物や新たな生産システムの導入実証、②被災者が代替地で営農活動を再開する取組、③被災者が新たな品目に転換して営農を再開する取組など、東日本大震災を起因として従前の営農活動から新たな営農に変更せざるを得ない事情が生じ、こうした営農活動の転換に必要な掛かり増し経費については初度的な部分に限り、知事が対象とすることができます。また、津波被害等によって用水確保が困難となり、やむを得ず水道水を使用せざるを得ない場合に当該水道代も事業対象経費に加えることも可能としたところです。
95	生産資材	井戸の試し掘り等が認められたが、具体的にどのような取組が助成対象となるのか。	井戸の掘削については、どの程度の深さまで掘れば地下水が出るかの確実性に問題があり、あらかじめ補助金額を確定できないため、通常、補助金による整備が適当でない場合があります。 このため、津波等の被災地においては、地下水が塩水化して、どの程度の深さまで掘削すれば井戸水が使えるようになるかについて、あらかじめボーリング等の調査を行う経費を支援することとしました。
96	生産資材	園芸生産資材等として、既存の用水の利用が困難となった地域において水道水の利用経費を対象に加えることができるようになったが、地震による影響で井戸が使用不能となった場合も含めて構わないか。	基本的には津波によって、当面、農業用水の確保や地下水が塩水化して井戸の利用が困難な場合を想定していますが、地震による影響として同様に困難な場合があれば、5戸以上(知事特認3戸)のまとまった取組として支援することは差し支えありません。
97	生産資材	生産資材とはどのようなものが対象となるのか。	資材とは、肥料、農薬、被覆資材等です。機材とは、播種・土入れ装置等の簡易な機械類を指します。 飼料種子・生産資材関係については、土壌改良資材、肥料、除草剤及び牧草種子を対象とします。
98	生産資材	育苗箱や持ち運びが可能な簡易な機械も生産資材の対象となるのか。	機材とは、例えば野菜でいえば、野菜洗浄機や野菜結束機などの簡易な機械を想定しております。また、持ち運びが可能な簡易な機械も対象となります。 育苗箱、据付型の簡易土入れ器、ビニールハウスの補修のためのビニール資材やパイプ、肥料、農薬等生産に必要な資材の調達を補助対象としています。
99	生産資材	26年度の速やかな営農再開に向け、必要な生産資材は25年度内に購入しておく必要がある。交付金の対象として良いか。	26年度の作付け等に向けて25年度内に準備しておくべき生産資材については、事業の対象として差し支えありません。

100	生産資材	被災した施設が強い農業づくり交付金の補助対象ではない温室ハウスであるが、その補修に必要なビニール等の資機材は対象となるのか。	整備事業による補修・修繕の対象施設は、事業実施要領に記載された低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設等に限られますが、ビニールハウスや温室等の補修するために購入するビニール等の資機材については、推進事業の「生産資材の導入」で対象となります。
101	生産資材	生産資機材の導入とリース方式による農業機械施設の導入において、対象となる機材（定置型の農業機械）に一部重複が生じるが、どちらで申請しても構わないか。	「生産資機材の導入」において導入できる機材（計量・計測機器や野菜結束機等）については、リース方式によって整備する定置型の農業機械（乾燥機や選別調製機、園芸用ボイラー）よりも簡易な機材（移動が可能なもの）を想定していますが、リース方式によって導入することが適当であれば、「農業機械施設の導入」として申請していただいても構いません。
102	生産資材	（推進事業3の（2）のアの（ア）） 「東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする」とあるが、事業実施主体が平成23年度の交付金で施設を整備、修繕した場合、24年度に生産資材を申請することは可能か。 （23年度中に生産再開していない前提です）	可能です。（No. 24の回答を参照して下さい。）
103	放射性物質対策（共通）	本年産は農作物の作付を行わない農地について、放射性物質の吸収抑制対策としてカリ肥料等を散布した場合は、本事業の対象となるか。	放射性物質の吸収抑制対策は、生産される農作物中に含まれる放射性セシウムの低減を目的としていることから、基本的に、当該年度において吸収抑制対策の対象となる農作物の作付けが行われることが必要です。
104	放射性物質対策（共通）	成果目標については、原則として、事業実施年度の翌年度とするとなっているが、25年度に吸収抑制対策を実施し、翌年度にその効果を検証するということが可能か。	事業実施年度の翌年度を目標としていることから、25年度に対象事業を行い、26年度に事業効果の検証を行うことも可能です。 ただし、26年度に行う取組に係る費用は、「平成25年度東日本大震災農業生産対策交付金」の対象とはなりませんので、御留意下さい。
105	放射性物質対策（共通）	環境省の事業等で除染等放射性物質対策をすでに別の事業で取り組んだ場合、本事業を取り組むことは可能か。	環境省の事業等により除染等を行った場合であっても、本事業に取り組むことによって農作物への吸収抑制効果が期待される場合であれば、取り組むことができます。
106	放射性物質対策（共通）	事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中、又は既に終了しているものは本交付金の対象外とするがあるが、同一事業実施主体でも受益地区が異なれば、対象となるか。	受益地区が異なる場合は対象となります。 なお、放射性物質の吸収抑制対策のうち、吸収抑制資材の施用については、前年度に本対策を実施した地区でも、土壌中の交換性カリ濃度が十分上昇しない等の恐れがある場合は、事業の対象とすることが可能です。
107	放射性物質対策（共通）	放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、本事業の対象とならないのか。	放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく除染実施計画の対象となる区域となることから、まず、農地を含めた地域全体での除染を検討して下さい。 ただし、除染実施計画の対象となる区域に指定されている場合であっても、以下の場合は、吸収抑制対策の対象地域になります。 ①除染実施計画に基づいた除染等を実施した場合 除染後の農用地を対象として吸収抑制対策の実施を要望する場合は、除染後の状態で改めて吸収抑制対策の必要性の検討を行って下さい。 ②市町村が除染を行う必要がないと判断した場合 作業者の安全確保等放射線量の低減対策を行わないことにより生じる問題等も考慮した上で、何らかの事情により除染を行う必要がないと市町村が判断した場合には、理由等を整理していただいた上で吸収抑制対策を実施することも可能です。 ③除染実施計画に位置づけられたが、当面の間除染を行うことが困難な場合 当面の間除染を行うことができない理由について、市町村が整理して下さい。 ④国が提示した方針等に基づいて対策を行う場合 「25年産米の作付等に関する方針」に定められた全量生産出荷管理地域及び全戸生産出荷管理地域については、吸収抑制対策の対象地域です。
108	放射性物質対策（共通）	食品衛生法等で定める基準値（1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル）を超える恐れがあると都道府県知事が認める場合の判断基準は何か。	対象作物が食品衛生法上の基準値を超える恐れがあるかどうかについては、土壌や地形等の様々な条件等を勘案して判断する必要がありますが、例えば、 ①原子力災害対策本部から公表された「食品中の放射性物質に関する検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、事業対象品目を3検体以上検査する市町村 ②土壌中の放射性セシウム濃度が高く、25年産において基準値を超える放射性セシウムを含む農産物が生産される恐れがあると県知事が認めた地域 ということであれば、対象とすることができます。

109	放射性物質対策 (共通)	次期作において、基準値を超過しないと見込まれる水田を特定することは困難ではないか。	基準値を超過しないことが見込まれる水田とは、除染や吸収抑制対策が適切に行われる水田のことを意味します。
110	放射性物質対策 (共通)	何らかの理由で基準値超の農産物が生産された場合、補助金返還の対象となるのか。	仮に、何らかの原因により基準値超の農産物が生産された場合であっても、事業が適切に実施されていれば、交付された補助金の返還を求めることはありません。
111	放射性物質対策 (共通)	前年産等で基準値超が検出された作物と違う作物を事業の対象としてもよいか(例えば、大豆で100Bq/kgが検出された地域で行う水稲、水稲で100Bq/kgが検出された地域で行う野菜等)。	基準値を超えるおそれがあるかどうかについては、様々な条件等を勘案して判断する必要がありますが、例えば、品目ごとの吸収係数等科学的な根拠に基づき説明が可能であると県知事が認めたということであれば、対象とすることができます。 なお、この場合、吸収抑制対策をカリ肥料の施用で行うのであれば、東京電力の賠償の対象となる場合がありますので、そちらの活用も検討してください。
112	放射性物質対策 (共通)	地域の一部から、食品衛生法等で定める基準値(1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル)を超過した農作物が検出された場合、地域全体を対象とすることは可能か。	基準値を超過した農作物の検出が認められたのが一部の地域であった場合、基本的には当該地域のみが対象となりますが、地域としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりものを対象とすることが可能です。
113	放射性物質対策 (共通)	原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域とは具体的にどの地域を指すのか。	現時点では、平成25年1月29日付け「25年産米の作付等に関する方針」において、吸収抑制対策を徹底する必要があるとされた全量生産出荷管理区域及び全戸生産出荷管理区域が該当します。 今後、新たに政府の方針又は指示が示された場合には、新たな地域が追加されることがあります。
114	放射性物質対策 (共通)	ア～オの取組について、組み合わせることでより効果が高まると考えられるので、複数のメニューについて、同じ地域で同時に取り組むことは可能か。	取組のオ(放射性物質等分析)以外の取組については、同一地区で重複して複数メニューを実施することは想定しておりません。取組内容が過大にならないようにするため、最も必要になると考えられる対策を選定し、実施するようにお願いします。
115	放射性物質対策 (共通)	農業者自らが所有する農地について、当該農業者が吸収抑制対策に取り組む場合、作業した農業者の労働時間分は対象となるのか。	農業者が自力施工した労賃相当額等は補助対象とできませんが、農協等が事業実施主体となり、農業者に作業委託を行うという形をとる場合は、機械オペレーター代、必要な機械のリース代等であれば、補助対象とすることができます。ただし、単価の設定方法や作業実施の確認方法等金額を確認するために必要な事項を予め取り決めた上で、額の確認に必要な証拠書類を整備する必要があります。 なお、「加里質肥料等吸収抑制資材の施用」に取り組む場合は、施用経費が補助対象となっていないので、留意が必要です。
116	放射性物質対策 (共通)	県の試験場を対象とすることは可能か。	本事業の事業実施主体は、受益農家及び事業参加者が3戸以上必要であることから、県の試験場が事業を実施することはできません。
117	放射性物質対策 (共通)	事業実施主体は食品事業者を除くところだが、どのような理由によるのか。	食品事業者が農産物の吸収抑制対策を実施することは関連性がないと考えられるためです。なお、食品事業者単独では対象となりませんが、食品事業者を含めた農業者のグループにおいて、農業者が主体となるような組織であれば対象となります。
118	放射性物質対策 (共通)	取組の下限面積はあるか。	下限面積は設定しておりません。
119	放射性物質対策 (共通)	東京電力から、予定している吸収抑制対策が賠償対象である旨の回答があった場合、本事業の対象にならないということか。	予定している吸収抑制対策が賠償の対象であると確認がとれた場合、吸収抑制対策に係る経費について、東京電力に対して賠償請求することを優先して検討してください。ただし、賠償の対象となるが、諸事情により賠償請求することが困難である場合は、賠償請求することが困難な理由を整理した上で、本事業を活用することは可能です。
120	放射性物質対策 (共通)	採択要件の(カ)における「不検出」とは、ゲルマニウム半導体検出器とNaIシンチレーション検出器とのいずれも使用されているが、勘案されるのか。	ゲルマニウム半導体検出器とNaIシンチレーション検出器では、検出下限に違いがありますが、モニタリング検査等においては、産地によって検査に使用した分析機器がゲルマニウム半導体検出器とNaIシンチレーション検出器のいずれも使用されており、これらから分析機器を統一して検査し、一定の基準値を設定することは現実的ではないと考えられます。このため、分析機器による検出下限の違いは勘案しないこととします。
121	放射性物質対策 (共通)	事業効果を検証する理由いかな。	前年度において農産物中の放射性セシウムが不検出となった地域においても事業が継続して行われる場合がありますが、そのような地域では、本事業の実施が有効か否かを判断しつつ事業を推進する必要があるためです。
122	放射性物質対策 (共通)	放射性セシウムの検査実績を事業実施年度の前2カ年とした理由いかな。	前年度のみ調査結果では、たまたま不検出となった可能性があるため、前2カ年としました。
123	放射性物質対策 (共通)	吸収抑制対策を実施しないほ場を市町村ごとに3箇所以上設置する理由いかな。	食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」における50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域の例により、調査ほ場を3箇所以上設置し、検体を3検体以上確保するためです。

124	放射性物質対策 (共通)	当該年度が不検出であった場合、翌年産の事業対象から除外する理由いかに。	吸収抑制対策の事業効果が見られず、事業を継続実施する意義がないと考えられるためです。
125	放射性物質対策 (共通)	「除染特別地域又は汚染状況重点調査地域については、放射線量が0.23マイクロシーベルト未満であること」とされているが、そもそも同地域は放射線量が0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村等を指定したものであり、該当市町村では対象地域が極端に少なくなり適当でない。	除染特別地域又は汚染重点調査地域のうち、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、まず除染を行い、放射性物質の濃度を低減することが望ましい地域であると考えています。
126	放射性物質対策 (共通)	除染事業では、反転耕等のあとに土壌生産力を回復するために必要な量だけの肥料や土壌改良資材を施用することが認められているが、放射性物質の吸収を抑制するだけの十分な量を施用することは認められていないため、肥料や土壌改良資材を2度散布するような非合理的な作業を強いられる恐れがある。 除染と放射性物質吸収抑制対策を一体に進められるようにしてほしい。	除染事業と吸収抑制対策は、予算上の項目が異なることから一体的に進めることはできませんので、御留意願います。 なお、環境省が所管する除染事業の実施地区は、吸収抑制対策を開始した年産とその翌年産について、東京電力の賠償により放射性物質の吸収抑制対策としてのカリ肥料の施用が実施可能ですので、そちらをご活用ください。
127	放射性物質対策 (共通)	100ベクレルを基準とせず、放射性物質不検出を目指す取組を対象とすべきである。	食品衛生法等で定める基準値を越えないものについては、食品や飼料としての安全性に問題はありますが、安全な農産物を安定的に生産するため、食品衛生法等で定める基準値を超える恐れのある地域についても本事業の対象としているところです。
128	放射性物質対策 (共通)	融雪水や山林からの沢水流入等、25年度作について影響が不明な要因が多く、県内全域で広く対策を行うことが必要であることから、24年度の検査結果にかかわらず、対象に含めるべきである。	融雪水や山林からの沢水の流入等については、ご指摘の通り影響が明らかではありませんが、様々な要因も含めて、県としてリスクが高く、かつ吸収抑制対策による効果が科学的に見込まれると判断される地域及び手法を対象とすることとしています。
129	放射性物質対策 (共通)	種子・種苗費について、「牧草を対象とした場合に限る」とされているが、原子力災害により作目転換した作物全てを対象とすべきである。	牧草地については、今回の原子力発電所事故がなければ継続して牧草の利用が可能であったことから、種子・種苗費を補助対象としているものです。 一方で、水稲や畑作物の種子・種苗費については、原子力発電所事故がなかった場合であっても発生する経費であることから、補助対象とはしていません。
130	放射性物質対策 (共通)	「除染特別地域または汚染重点調査地域では原則0.23μSV/h未満の農地であること」と「生産物が基準値を超えた若しくは超える恐れがある地域」はかつ要件か。	両方の要件に合致する場合に限り、事業の対象となります。
131	放射性物質対策 (共通)	備品費(ただし、レンタル・リースによって調達することが難しい場合に限る。)とあるが、レンタル・リースが難しい場合とはどのようなケースか。	受注生産品等レンタル・リースを行っていない場合等が想定されます。
132	放射性物質対策 (共通)	反転耕・深耕の10a当たりの単価4万4千円は低すぎる。どのような算定でこの単価を設定したのか。	反転耕・深耕の作業に係る機械レンタル代、機械オペレーター代、燃料代、地力回復に必要な資材費等を算定しています。

133	放射性物質対策 (共通)	<p>「除染特別地域又は汚染状況重点調査地域については、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であることとする。ただし、既に放射性物質汚染対処特措法等に基づいた除染を行った地域又は市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等はこの限りではない。」は、次の理解でよい。</p> <p>①重点調査地域で除染を行った地域は線量にかかわらず果樹の改植が可能。 ②重点調査地域以外の市町村および重点調査地域で市町村が除染を行う必要がないと判断した地域は、線量にかかわらず果樹の除染が可能。</p>	<p>①除染を行った後に、改めて果樹の改植が必要かどうかを判断した上で、改植による放射性物質の吸収抑制の効果が見込まれる場合に限り、改植を行うことができます。</p> <p>②「除染」は補助対象としておりません。 吸収抑制対策としての果樹の改植を実施する場合は、生産される果実が基準値を超過する又は超過する恐れがある場合等の要件を満たした場合でなければ対象となりません。 また、市町村が除染を行う必要がないと判断した場合においては、除染を行わないが吸収抑制対策を行うと判断した理由を整理する必要があります。</p>
134	放射性物質対策 (共通)	<p>「生産される農産物が、放射性セシウムの基準値1キログラム当たり100ベクレルを超えた若しくは超える恐れがあると都道府県知事が認めるもの（加工によって1キログラム当たり100ベクレルを超過する恐れのあるものも含む。）」とあるが、次の点についてはどのような見解か。</p> <p>①100ベクレルは、いつの時点での測定で、その範囲は、市町村単位ということでしょうか。自主分析の結果も加味されるのか。 ②加工品については、あんぼ柿のようなメジャーなものから、リンゴチップ等の乾燥果実に加工される場合があるが、これらも含めての基準との考えでよいか。</p>	<p>①農産物から検出される放射性物質の濃度は、できるだけ、直近の測定値を使用して下さい。また、その対象範囲については、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりものを想定しています。 なお、科学的に適切な方法で分析されたものであれば、自主分析の結果を加味することは可能です。 ②事業の対象となる果樹の主たる用途が加工品である場合には、当該加工品が食品衛生法上の基準値を超過する恐れがあるかどうかの検討をお願いします。</p>
135	放射性物質（加里等施用対策）	放射性物質の吸収抑制対策として、加里質肥料を施用する場合、牧草地は対象となるのか。	本事業においては他作目と同様に牧草地においても加里質肥料の施用を行うことは可能です。ただし、被災前と同様に牧草を家畜へ供給し、安全な畜産物が出荷・販売等が持続的に行われるようにするため、加里質肥料の施用方法は、県の試験研究機関等の公的機関等で示された公表データを活用する必要があります。なお、通常の施肥基準では不足する加里質肥料の追加が支援の対象となります。また、このような取組が東京電力（株）の損害賠償の対象になっている場合は、東京電力（株）への求償を優先して検討して下さい。
136	放射性物質（加里等施用対策）	放射性物質の吸収抑制対策における、資材の種類や施用量については、県が判断することとなるのか。吸収抑制に係るデータ等があまりないため、基準等を示してもらえないか。	カリ肥料以外のその他の放射性物質の移行を低減する効果が見込まれる資材については、事業実施主体が提出する事業実施計画書に添付される科学的根拠に基づき効果があることが判断できる資料等を確認の上で県が判断することとなります。 吸収抑制に係るデータとして、水稻については、「玄米の放射性セシウム低減のためのカリ施用（平成24年2月24日付け 農研機構 中央農業総合研究センター）」を踏まえ、土壌中の交換性カリ含量が、県の土壌診断基準等に定める適正値よりも大幅に少ない場合は、地域の標準的な施肥量に追加してカリ肥料を施用して下さい。大豆については、「放射性セシウム濃度が高くなる要因とその対策について（大豆）（中間とりまとめ）（平成25年3月 農林水産省、農研機構、農環研）」、そばについては、「放射性セシウム濃度が高くなる要因とその対策について（そば）（中間とりまとめ）（平成25年3月 農林水産省、農研機構、農環研、福島県農業総合センター）」を公表しています。また、県の試験研究機関等の公的機関等で示された公表データを活用することも可能です。
137	放射性物質（加里等施用対策）	県の試験研究機関が実証し、放射性物質に対する吸収抑制効果があるとされた資材を活用することは可能か。また、その場合はどのような手続きが必要となるか。	県の公的試験研究機関等が実証した結果、放射性物質の吸収抑制効果があるとされた資材については、県の公的研究機関等より対外的に公表されており、科学的根拠に基づき効果があるということが判断できる資料を添付することで、当該資材を活用できるものとします。
138	放射性物質（加里等施用対策）	放射性物質の吸収を抑制する資材の導入について、通常の栽培用に既に実施主体が購入しているカリ肥料（25年3月までに購入）を施用する場合は、対象とならないか。	本事業では、25年度内に購入したカリ肥料が支援対象となります。また、通常の栽培用では不足するカリ肥料の追加が支援対象となります。これらのことから、お問い合わせのカリ肥料は補助対象に該当しません。

139	放射性物質（加里等施用対策）	農協が事業実施主体となって放射性物質の吸収抑制対策に取り組む場合、資材を同じ農協の資材販売部を通じて販売することは可能か。	<p>ＪＡが事業実施主体となる場合、事業の適正な執行の観点から、資材の調達先となり得るＪＡの資材部門とは独立して事業執行の判断を行う体制が確保されていることが必要です。</p> <p>また、資材の調達先や価格の決定は競争入札や見積りあり合わせ等の方法で、透明性を確保しつつ、受益農家に有利な選択を行う必要があります。</p> <p>こうした公正な手続を行うことを前提に、ＪＡの資材部門を調達先の候補とすることは可能です。</p> <p>なお、この場合、資材部門から調達した資材については、事業実施主体であるＪＡから受益者（事業参加者）である生産者に対し、「販売」ではなく、「配布」する形になることにご留意下さい。（生産者個々の判断で各々に購入する場合は、共同の取組には該当しません。）</p>
140	放射性物質（加里等施用対策）	農協が事業実施主体となって放射性物質の吸収抑制対策に取り組む場合、生産者が個々に販売店から購入した購入伝票をもとに、国からの交付金を後払いする方法（国→ＪＡ→生産者）も可能か。	<p>補助事業は、事業目的の効果的な発現がなされるよう、関係機関が一体となった推進体制の下、事業実施主体において検討・策定した取組計画にもとづき、計画的・効率的に実施する必要があります。</p> <p>このため、生産者が個々の判断で各々に資材販売店（ＪＡ資材部門も含む）から購入した資材は、上記のような共同の取組には該当しないため、補助対象に該当しません。</p>
141	放射性物質（加里等施用対策）	加里質肥料の追加施用について、原則単肥が対象ということだが、りん酸等肥料成分やその他成分が微量でも配合されていたら資材の支援対象とはならないのか。	<p>1 放射性物質吸収抑制対策については、通常の施肥を支援するものではなく、放射性セシウムの吸収抑制効果のあるカリウム資材の投入が目的であることを踏まえ、農業者の多くが通常営農に使用する複合肥料ではなく、農業者の方々に入手しやすく価格が安価である塩化加里、硫酸加里、けい酸加里肥料の３種類のカリウム資材を補助対象としています。</p> <p>2 しかしながら、単肥としてのカリウム肥料だけでは不足が予想される場合や基肥として側条施肥する場合など特別な事情がある場合は、カリ高肥料等カリウム以外の肥料成分等を含む資材も対象にすることが可能です。</p> <p>3 ただし、補助の対象は吸収抑制資材として通常施肥に追加して施用される分のみであることから、吸収抑制資材としてカリ高肥料等を使用する場合は、吸収抑制効果が認められるカリ成分について、カリ高肥料等の調達経費から通常肥料として使用される分の調達経費を除いた額が補助対象となります。</p>
142	放射性物質（加里等施用対策）	有機栽培の認証対象となる加里単肥が流通していない場合、有機栽培で認証される草木灰肥料等を補助対象としてよいのか。	<p>一般的に使用される塩化カリは有機栽培で使用できませんが、海水から化学的方法によらず生産された塩化カリは有機栽培で使用することが可能であるとともに、流通していることを確認しています。</p> <p>（聞き取り事例） 販売先：N商事 資材：海水からの製塩行程で生じるにがり乾燥させたもの 購入価格：3～4千円程度/25kg カリ成分割合：60% また、パーマッシュ（パーマやしを焼いた灰）（カリ成分割合30～35%）を用いた例などもありますので、参考として下さい。</p>
143	放射性物質（加里等施用対策）	吸収抑制資材の配送料は補助対象としてよいのか。	<p>事業実施主体と販売業者の契約により、販売業者が事業実施主体の指示する納品場所へ配送する場合は配送料も資材費に含まれます（各農家の庭先を納品場所とした場合も含まれます。）。なお、事業実施主体が納品後の資材を農家の庭先等へ配送する経費は補助対象となりません。</p>
144	放射性物質（加里等施用対策）	対象とするほ場において予め行う土壌診断について、どれくらいの規模での確認が必要か。事故前に広域単位で行った土壌診断結果等の活用ができるか。	<p>土壌診断や堆肥の施用、稲わらのすき込み等これまでの営農上の取組の実績等から、対象とするほ場において交換性カリウム濃度が不足しているかどうかを判断して下さい。適用範囲としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりをご想定しています。</p>
145	放射性物質（加里等施用対策）	カリ肥料を散布する場合においては、予め土壌診断等を行い、対象ほ場の土壌中の交換性カリウム濃度を測定することが必要となっているが、この土壌診断は補助対象となるのか。	<p>吸収抑制対策としてのカリウムの施肥量を算出するために行う土壌診断については、そもそも事業を実施する必要があるかどうかを判断するための取組であることから、補助対象とはなりません。</p>
146	放射性物質（加里等施用対策）	米の全量生産出荷管理区域や前年産に100Bq/kgを超えた地域におけるカリ肥料の施用に係る経費については、本交付金の対象となるのか。	<p>「水田及び普通畑における放射性セシウムの吸収抑制対策に係る賠償の基本的な考え方の整理について」（平成24年8月24日施行、平成25年3月26日一部改正、農林水産省生産局農業環境対策課長通知）において、「米の作付再開準備区域及び全量生産出荷管理区域」及び「前年産において100Bq/kgを超える放射性セシウムを含む農産物を算出した区域」における吸収抑制対策に係るカリ肥料の調達経費や施用経費については、東京電力の賠償の対象となることと整理されたことから、当該地域におけるカリ肥料の施用に係る経費については、東京電力による賠償で対応することを優先してください。</p> <p>このため、本交付金におけるカリ肥料等吸収抑制資材の施用については、上記地域以外の地域であり、かつ、生産される農産物に含まれる放射性セシウムが基準値を超えるおそれがあると県知事が認める地域を優先することとします。</p>

147	放射性物質（加里等施用対策）	「加里質肥料」の基準について、「県の基準等」よりカリウム濃度が低い場合を対象とすることになっているが、通常の土壌改良基準と異なり、放射性物質の吸収抑制のための県基準は存在しない。県の技術指導資料では通常の基肥の2倍のカリウムを施用する等の指導を行っており、こうした県の指導資料を基準とみなすようQ&A等で示すべきである。	吸収抑制効果に関して、科学的根拠に基づいて設定されたものであれば基準とすることが可能ですが、吸収抑制のために追加的に必要となる資材の部分のみが補助の対象となることに御留意下さい。
148	放射性物質（加里等施用対策）	これから全水田面積の土壌診断を実施すると、その結果を得るためには相当の日数を要することとなり、その結果に基づく加里肥料散布は困難ではないか。	「玄米の放射性セシウム低減のためのカリ施用（平成24年2月24日付け農研機構中央農業総合研究センター）」によると、土壌中の交換性カリウム含量が25mg/100g以上の水田においては、土壌中の交換性カリウム含量を増やすことによる玄米中の放射性セシウム濃度の低減効果は期待できないとされていることやカリ肥料の過剰施用を防ぐためにも、土壌中の交換性カリウム濃度の把握は必要であると考えます。 ただし、現時点での土壌診断結果以外にも、過去の土壌診断結果や、堆肥の施用・稲わらのすき込み等これまでの営農上の取組の実績等を活用して、対象とするほ場において交換性カリウム濃度が不足しているかどうかを判断していただいて結構です。また、土壌中のカリ濃度の把握を一筆ごとに行うことが困難な場合は、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がり代表できる土壌診断結果等を活用して下さい。
149	放射性物質（加里等施用対策）	放射性セシウムの吸収抑制のためのカリ肥料資材の施用は毎年必要なものであるが、平成24年度に吸収抑制対策としてカリ施用を実施した場合、引き続き、平成25年度もカリ施用を実施できないのか。	本交付金における放射性物質の吸収抑制対策は、通常の営農行為によるカリ肥料の施用を実施する前に、農地土壌中の交換性カリウム含量が25mg/100g程度となるよう、不足するカリ肥料を追加して施用する分について補助するものです。 このため、水稲作において、24年度に本交付金を活用してカリ肥料を追加施用した場合は、通常の営農行為によりカリ肥料を施用する前に農地土壌中の交換性カリウム含量が25mg/100gに満たない又は満たない恐れがあります。
150	放射性物質（加里等施用対策）	事業実施地区において、本事業を活用して塩化カリ20kgの施用が必要であると県から指導された場合、通常施用のカリ肥料は不要となるのか。	農地土壌中の交換性カリウム含量を吸収抑制効果に十分な量とするため、通常施用分とは別に、追加して施用する分を支援対象としているところです。このため、通常施用のカリ肥料は施用することが必要です。
151	放射性物質（加里等施用対策）	要領において「加里質肥料」の対象資材を「塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里等単肥に限る。」としてあるが、カリ単肥どうしの混合肥料（ケイ酸カリ+塩化カリ）の場合、肥料価額（追加的に必要となるカリ部分のみ。）全額を補助対象として問題ないか。	問題ありません。
152	放射性物質（加里等施用対策）	事業実施年度の前2ヶ年におけるモニタリング調査等で放射性セシウムが検出されなかった場合、吸収抑制対策を実施しないほ場を設置し、事業対象作物の放射性セシウム濃度の測定が要件とされているが、前2ヶ年のモニタリング調査等データに非公表のデータを含めても良いか。	非公表の検査データについては、事業実施の必要性を説明する上で、その検査データを説明対象者に提示することが可能であれば、前2ヶ年のモニタリング調査等データに含めることができます。
153	放射性物質（品種・品目転換）	放射性物質の低吸収品目・品種にはどのようなものがありますか。	品目・品種転換を行う場合、これまでの放射性物質検査の結果を考慮し、公的研究機関等により、放射性セシウムの土壌から農産物への移行の程度が低いことが示されている品目や品種を選択してください。 なお、農林水産省では、生産者の方が農作物の作付を検討する際の参考として頂くため、国内外の科学文献から、土壌中の放射性セシウムの野菜類・果実類への移行の程度を取りまとめ、公表しています。 <a href="http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/110527.html">http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/110527.html</a> また、農林水産省ホームページに、原発事故による農畜水産物の影響に関する関係府省のポータルサイトを設けており、食品や環境に関するモニタリング情報等を掲載しておりますので、併せてご活用下さい。 <a href="http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/index.html">http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/index.html</a>
154	放射性物質（品種・品目転換）	普通作物においては通常転作などで水稲から大豆への転換が実施されていますが、そのような取組も対象となるか。	通常転作による品目転換は対象外です。
155	放射性物質（品種・品目転換（園芸））	低吸収品目・品種転換について、対象となる経費は何ですか。	品目・品種転換することによって新たに必要となる資材費（種子・種苗費は牧草を対象とした場合に限り）、吸収抑制効果を検証するための検査費が対象となります。 また、排水対策が必要な場合、当該作業に係る機械のレンタル・リース費、オペレータ費、燃料費が対象となります。



156	放射性物質（品種・品目転換（園芸））	転換する品目について、加工等による濃縮について留意するとは、どのようなことですか。	原材料が放射性物質の基準値（平成24年4月1日より、野菜を含む一般食品は100 Bq/kg）以下であっても、乾燥野菜等のように、加工過程の乾燥等により水分が減少する場合には、基準値を超えるおそれがありますので、品目選択時に併せてご留意ください。
157	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	牧草への吸収抑制対策とはどういうことか。また、具体的にどのようなことをするのか。	土壌等に蓄積した放射性物質の牧草等への移行の低減を目的として、反転耕・深耕を行った草地に新たに飼料作物等を導入することです。具体的には、永年生牧草から青刈りとうもろこしやイタリアンライグラスなどの単年生作物への転換や永年生牧草から他の奨励品種（永年生牧草）への置き換えをすることです。永年生牧草へ置き換える場合には、他の品種への置き換えや混播の割合の変更などを行う必要があります。
158	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	平成24年度、反転耕・深耕をすでに実施した地域において、農作物への吸収抑制の効果を確認するために、平成25年度中に行う土壌改良資材の施用や播種等を本事業の対象とすることができるか。	牧草等の放射性物質の分析と吸収抑制効果の評価を行うことを条件に、牧草等への吸収抑制効果の確認をするために必要な作業工程（例えば、土壌改良資材の施用、播種等）を対象とすることができます。その場合は、24年度に実施した内容及び25年度の実施計画スケジュールを作成し、吸収抑制対策に必要な反転耕・深耕を含む作業工程の全部を記述するとともに25年度に実施する事業対象部分がかかるように示し、事業実施計画書に添付してください。
159	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	粗飼料確保のため夏作をした後、秋に永年生牧草を播種する場合、これら種子代（2回分）及び肥料代等の資材（2回分）は補助対象にして良いか。	本事業は、農作物の放射性物質吸収抑制対策であり、牧草地においては、反転耕・深耕を行い、永年生牧草から青刈りとうもろこしやイタリアンライグラスなどの単年生作物への転換や永年生牧草から他の奨励品種（永年生牧草）への置き換えを補助対象にしています。そのため、夏作の飼料作物を作付する場合でもその肥料・種子代等は、吸収抑制対策として本事業の対象となりますが、一度補助を受けた場合秋に永年生牧草を播種する分は対象になりません。
160	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	品目転換では牧草地を対象とした場合は100千円/10aであるが、同じくエの反転耕・深耕44千円/10aである。この差額は。	牧草地の品目・品種転換には、播種に係る作業代（機械・機材のレンタル代、機械オペレーター代等）と資材費（種子代）が含まれます。なお、エの反転耕・深耕については、水田・畑地を想定しており、牧草地は含まれておりません。
161	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	反転耕による草地更新について、草地を整備した実績があり、必要な機械を所有している農業公社と一者随契したいが可能か。	入札により必要な条件を満たす業者と契約することが必要です。なお、農業公社が本事業の事業実施主体となることも可能です。
162	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植について、補助対象となる経費は何か。	改植時に必要不可欠な、種苗費、肥料・土壌改良費、資材費、伐採・抜根や整地等に必要な機械・機材のリース代、作業委託費、燃料費が対象となります。
163	放射性物質（改植・剪定）	茶の剪定について、補助対象となる経費は何か。	剪定時に必要不可欠な、肥料・土壌改良費、機械・機材のリース代、作業委託費、燃料費が対象となります。
164	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植に伴って、トレリスや果樹棚の設置も対象経費になるか。	植栽時に必要不可欠な支柱は対象となりますが、トレリスや果樹棚は補助対象になりません。
165	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植で、表土除去は対象になるか。	果樹園では、放射性物質の根からの吸収割合は高くないと考えられていますので、本事業での対象としておりません。なお、通常の改植の際に行う深耕、整地等は対象となります。
166	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植の費用が49万5千円となっているが、それを下回った場合には、どうなるか。また、必要となった経費の証拠書類を残す必要があるか。	交付額は改植を行った場合に必要費用を勘案し、定額の49万5千円としていますが、実際の経費が49万5千円を下回った場合には、実際に要した経費の額を交付額とします。なお、要した経費に係る領収書は、額の確認に必要なので保管しておいて下さい。
167	放射性物質（改植・剪定）	茶の剪定の費用が1万8千円となっているが、それを下回った場合には、どうなりますか。また、必要となった経費の証拠書類を残す必要があるか。	交付額は改植を行った場合に必要費用を勘案し、定額の1万8千円としていますが、実際の経費が1万8千円を下回った場合には、実際に要した経費の額を交付額とします。なお、要した経費に係る領収書は、額の確認に必要なので保管しておいて下さい。
168	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植を行った場合、放射性物質の吸収抑制を確認しなければならないか。	放射性物質に汚染された樹の改植を行ったということをもって、目標を達成したと見なすことができます。
169	放射性物質（改植・剪定）	茶樹の剪定を行った場合、放射性物質の吸収抑制を確認しなければならないか。	茶樹については、剪定後に収穫された収穫物の放射性物質の分析により、吸収抑制の効果を確認して下さい。
170	放射性物質（改植・剪定）	放射性物質の低減割合を検証するため、剪定毎の時期と深さの基準があるのか。	具体的な剪定方法については、県の栽培技術指針等を参考にして下さい。なお、剪定の時期と深さによっては、樹体が衰弱し、翌年の茶生産に影響があることにご留意ください。
171	放射性物質（改植・剪定）	「果実、茶葉に移行する放射性物質の低減を図る改植、剪定」について、タラノメ、ワサビ等の永年性作物の改植等の事業についても交付対象を要望する。	改植については、伐採・抜根から植栽等に高額を要し、収益を得るまでに長期間を要する品目について、その取組を支援する観点から、果樹を対象としています。

172	放射性物質（反転耕・深耕）	反転耕・深耕について、補助対象となる経費は何か。	反転耕・深耕の作業に係る機械レンタル代、機械オペレータ代、燃料代、地力回復に必要な資材費が対象になります。
173	放射性物質（反転耕・深耕）	反転耕・深耕の深さはどれくらいまで行えばよいか。また、すでに耕起を実施した農地において、反転耕・深耕の対象となるのか。	反転耕・深耕による吸収抑制対策は、放射性物質の土壌中の濃度を大幅に薄め、吸収抑制に資する必要があることから、通常の耕起深度と比べて相当程度深く耕起する必要があると考えます。 また、すでに耕起を行っている農地についても、上記と同様に放射性物質の土壌中の濃度を大幅に薄める取組の場合であれば、反転耕・深耕の対象となります。 このため、事業対象ほ場の土質が浅く、十分な深耕・反転耕が困難なほ場では、本取組による吸収抑制対策は効果がないので留意が必要です。 なお、深耕・反転耕の実施に当たっては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センターが平成24年8月31日に公表した「除染用反転耕プラウの開発とその利用」を参考にしてください。
174	放射性物質（反転耕・深耕）	反転耕・深耕を行った後において、地力回復に必要な肥料、土壌改良資材等を投入したいが、その投入量を試算するために必要な土壌診断経費は対象となるのか。	反転耕・深耕を行った後において、吸収抑制の効果を確認するための放射性物質の分析にあわせて地力回復に必要な項目を分析することについては、補助の対象となります。
175	放射性物質（反転耕・深耕）	土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った場合に限り、生産者も実施主体も納得する計算方法が必要である。具体的な計算方法を示す見込みはあるか。	計算方法を示す予定はありません。反転耕・深耕を実施したのち、実施後の圃場の土壌診断結果と県等が示す基準から、必要な資材の算定をお願いします。
176	放射性物質（反転耕・深耕）	反転耕等の取組について、農協が事業主体となり、作業については圃場を所有する農業者が行う場合の経費は補助対象となるのか。	農業者が自力施行した労賃相当額等は補助対象とできませんが、農協等が事業実施主体となり、農業者に作業委託を行うという形態をとる場合は、機械オペレータ代、必要な機械のリース代等であれば、補助対象とすることができます。ただし、単価の設定方法や作業実施の確認方法等金額を確認するために必要な事項を予め取り決めた上で、額の確認に必要な証拠書類を整備する必要があります。
177	放射性物質（吸収抑制効果分析）	分析経費は、放射性物質の植物体や土壌内での濃度を測定する経費が対象という理解でいいか。	土壌中の放射性物質や資材を導入したほ場から生産された農作物の放射性物質の濃度を分析するための分析費（委託費を含む）を支援対象とします。資材の導入効果を分析するためのものであり、資材を導入したほ場及びその対照区の土壌等に限りません。
178	放射性物質（吸収抑制効果分析）	実施要領別記第2の4の（2）の（カ）に規定する吸収抑制対策を実施しないほ場の収穫物については、風評被害を引き起こす懸念がある。	風評被害の懸念がある場合、吸収抑制対策を実施しないほ場を小面積の試験ほとし、収穫物は吸収抑制対策の効果を検証するための試験用サンプルとして全量買い上げることが可能です。
179	放射性物質（吸収抑制効果分析）	吸収抑制対策の効果を検証するため、放射性物質の分析機器を導入することは可能か。	原則として、経費を抑制する観点から、分析委託又は分析機器のレンタル・リースでの対応をお願いします。ただし、本事業の目的達成に必要な土壌や植物体の分析点数や分析スケジュール、費用対効果等から判断して、分析委託又は分析機器のレンタル・リースではなく分析機器の購入を選択すべき合理的な理由があるのであれば、分析機器を購入して対応することも可能です。
180	放射性物質（吸収抑制効果分析）	「加里質肥料を施用する場合予め土壌診断等により、対象とする圃場における土壌中の交換性カリウム濃度が県の基準等に比べ低くなっていること」とされているが、国からの交換性カリの土づくり目標値（25mg/100g）によらず、県の土壌改良目標値等でよいのか。	県の放射性セシウム吸収抑制のための土壌改良目標値を目標とした施肥を行っても差し支えありません。
181	農地生産性回復	農地生産性回復に向けた取組について、成果目標の達成はどのように判断すれば良いですか。	成果目標については、事業実施要領第1の1の（1）のア（「営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧すること」）が適用されることとなります。 このため、事業実施年度の翌年度内に、農地の地力の回復が達成されているかについて土壌分析等で確認するか、または、対象農地における収量が回復しているかについて確認してください。
182	農地生産性回復	除染後の農地も支援対象となりますか。	放射性物質汚染対処特措法に基づく農地の除染の実施に当たっては、除染後の地力回復対策まで実施することが可能となっていることから、除染後の農地は本事業の支援対象とはしていません。
183	農地生産性回復	震災により地割れや液状化現象が発生した農地も支援対象となりますか。	震災により被害を受けた農地を対象としますので、地割れや液状化現象が発生した農地であり、復旧作業等により地力が低下し、収量等に影響が出ることが見込まれる農地であれば対象となります。
184	農地生産性回復	採択要件の「除塩等により収量等に影響が出ることが見込まれる農地」とは、具体的にどのような農地ですか。	津波等の被害を受け、除塩等の復旧作業を行うことにより、有機物量や陽イオン交換容量（CEC）の減少等の影響を受け、その後の作付けにおいて収量等が低下した、あるいは低下する見込みがある農地のことを指します。
185	農地生産性回復	被災農地の土づくり対策で補助対象となる資材のうち、いわゆる土づくり肥料は支援対象となりますか。	本取組は、除塩等の対策後の被災農地における地力の回復を目的とした取組であることから、この目的を達成するために施用する資材であれば補助対象とします。したがって、主に堆肥の施用を想定しておりますが、土壌改良資材やいわゆる土づくり肥料も補助対象としています。ただし、土壌改良効果が科学的に認められたものに限りません。

186	農地生産性回復	作業に必要な機械の購入も対象となりますか。	農地生産性回復に向けた取組の中では対象となりませんが、同交付金の中にリース方式による農業機械の導入という別メニューがございますので、こちらをご活用下さい。
187	農地生産性回復	農地生産性回復に向けた取組について、資材の散布等を受益農業者が自ら施工する場合も対象として良いですか。また、その場合の補助対象経費としては、自力施行の労賃相当額や所有機械のレンタル料相当額を加えることは可能ですか。	資材の散布等について、受益農業者が自ら施工する場合であっても補助対象になります。が、補助対象経費として、自力施行の労賃相当額等を対象とすることはできません。作業者の雇用賃金や機械レンタル代は補助対象としております。
188	農地生産性回復	交付率は定額とあるが、上限費はあるのか。	農地生産性回復に向けた取組において、交付率は定額であり、上限費はありません。
189	農地生産性回復	「被災農地の土づくり対策」と環境保全型農業直接支援対策との重複は可能か。	緑肥の作付に対して、環境保全型農業直接支払と重複して支援を受けることはできません。
190	農地生産性回復	下層土壌に硫黄を含む津波土砂が混入した場合の、土壌の酸性化対策は支援対象となりますか。	津波被害を受けた農地では、海底のヘドロ等に含まれる硫黄の影響により、酸性土壌となることが懸念されます。除塩等の対策後に地力の回復を目的として酸度矯正のために石灰等を施用することについては、本対策の対象としています。
191	農地生産性回復	分析費は、農地等の生産性回復を確認するものに限定するが、資材の投入量を決定するための土壌分析が必要だが、経費として認められるか。	生産性回復を目的とした土づくり対策において、その前後に実施する土壌分析に係る経費は認められます。
192	低コスト化・省力化	(実施要領別記第2の6の(1)のイ) 「低コスト・省力化技術などの導入に向けた実証ほ場の設置」の具体的な技術の例を示していただきたい。	「低コスト・省力化技術等の導入支援」では、水稻の直播技術、野菜栽培の機械化等の各地の復興ビジョン等に適合した低コスト・省力化技術の導入に必要な栽培実証等の活動を支援することを目的としております。 具体的な導入対象技術としては、「農業新技術200X」に載っているような技術開発成果を想定していますが、それ以外でも、例えば、県農業試験場等で開発された普及段階にある低コスト・省力化に資する技術も対象とします。
193	品目転換	(実施要領別記第2の7) 国の助成を受けていない場合は、平成24年度よりスタートした取組み以外も対象になると考えてよいのか。 例えば、平成23年度に農地等に深刻な被害を受けて、営農環境の変化に伴い平成23年度より品目転換を行った。平成24年度に本格的に取組むことから、本メニューを活用し取組む。	本事業については、平成24年度から新たに着手・着工したものが支援対象となりますので、平成23年度に実施した取組については支援対象となりません。
194	大豆	複数年契約販売の対象となる大豆は被災者が生産したものに限定されるのか。	本メニューは、震災の影響により大豆の供給量が減少した地域の供給回復が円滑に進むよう支援することとしておりますので、被災者が生産した大豆に限定されるのではなく、(2)のイの対象地域の要件を満たし、平成24年産を含む3年以上の販売契約を締結し、この契約に基づき販売した大豆の全量を交付対象とします。
195	大豆	大豆の複数年契約販売について、年度内に販売される大豆の数量は、どのように見積もり、また額の確定の際に販売数量をどのように確認するのか。	対象数量は、食品事業者等との間に締結した複数年販売契約に基づく24年産大豆販売数量とします。また、額の確定は、当該契約に基づき24年度内に販売されたことが証明出来る伝票等により確認することとします。
196	大豆	大豆の複数年契約販売について、成果目標の達成はどのように判断すれば良いのか。	本メニューの成果目標は、震災による影響から生産や販売を回復するために必要な生産・流通体系を確立することなので、被災により一時的に減少した供給量の回復に必要と判断される複数年販売契約の締結をもって目標を達成したと判断します。
197	GAP	GAPの導入の対象となる地域はどこでも構わないのか。	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、17都県(津波被災県及び原子力災害対策本部が求める検査対象自治体)が対象です。
198	GAP	GAPの導入について、成果目標の達成はどのように判断すれば良いのか。	成果目標については、事業実施要領第1の1の(1)のイ(「生産や販売を回復するために必要な生産、流通、保管技術又は技術体系の確立」)が適用されることとなります。このため、地区推進事業に取り込まれる場合には、事業実施年度の翌年度内に、震災被害(塩害、放射性物質等)に対応したGAPを策定するようにしてください。 また、都道府県域事業に取り込まれる場合には、事業実施年度の翌年度内に、域内産地で震災被害に対応したGAPを導入するか、又は、域内産地で活用できるGAPのひな形を作成してください。
199	農業系副産物循環利用(推進事業)	協議会の開催は必ず行わなくてはならないのか。	堆肥など農業系副産物を適切に管理して地域全体で循環利用する体制を新たに構築する必要があるため、必ず行ってください。

200	農業系副産物循環利用（推進事業）	実証ほ場の設置について、補助対象となる経費は何か。	農業系副産物の施用試験を実施するための経費で、土壌改良資材又は肥料として施用する農業系副産物（牛ふん堆肥等）の購入費、散布費、種子費、機械・機材リース代、オペレーター費用、燃料費、賃金、土壌・作物等の分析費等が補助対象となります。
201	農業系副産物循環利用（整備事業）	整備事業だけを行うことはできるのか。	整備事業だけを行うことはできません。必ず推進事業も併せて行ってください。
202	農業系副産物循環利用（家畜排せつ物）	家畜排せつ物等処理施設とは具体的にはどのような施設なのか。	①堆肥センターと②堆肥一時保管施設です。 ①堆肥センターは、将来にわたり畜産農家からの家畜排せつ物や耕種農家からの副産物（稲わら、籾殻、剪定枝チップ等）を原料として堆肥を製造し、地域の堆肥の利用性を向上させる施設です。 ②堆肥一時保管施設は、畜産農家からの堆肥を耕種農家が利用するまでの間、一時的に保管する施設です。
203	農業系副産物循環利用（家畜排せつ物）	現状の堆肥の滞留を一時的に解消するための施設は補助対象となるのか。	将来にわたり堆肥の利用を行うための一時保管施設は補助対象となりますが、基準値以下の堆肥の滞留を解消するために一時的に保管する施設は対象となりません。
204	農業系副産物循環利用（剪定枝）	街路樹や庭木など、果樹園以外の場所から発生した剪定枝は補助対象となるのか。	本事業では、営農活動として実施する果樹の剪定、間伐及び伐採で生じる果樹剪定枝及び樹体の循環利用を目的としているので、街路樹や庭木など、果樹園以外から発生した剪定枝は補助対象となりません。
205	農業系副産物循環利用（剪定枝）	剪定枝等処理設備とは具体的にはどのような設備なのか。	剪定枝等を破碎し、チップ化するための機械（チップパー）です。ただし、自走式は補助対象となりません。
206	農業系副産物循環利用（剪定枝）	本事業で剪定枝をチップ化した後、一般廃棄物として焼却施設等で処分することは可能なのか。	本事業は、農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を目的としているので、得られたチップを焼却施設等で処分することはできません。本事業で得られたチップは、園地へ還元施用して下さい。
207	農業系副産物循環利用（剪定枝）	チップの園地への還元施用の方法に規定はあるのか。	還元施用の方法については、土壌改良資材としてそのまま施用する方法や、副資材との混和等により堆肥化した後に施用する方法などが考えられますが、得られたチップが最終的に園地に還元施用されるのであれば、その方法は問いません。